

厚生労働省北海道労働局発表
令和5年9月4日

担
当

厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課
課長 河合 博文
主任監察監督官 土谷 啓二郎
電話 011-709-2311（内線 3541）

報道関係者各位

賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導結果（令和4年）

～1,111事業場に対し、合計4億5,864万円の支払を指導～

北海道労働局（局長 ともふじ 友藤 としあき 智朗）は、このたび、令和4年（令和4年1月から令和4年12月まで）に賃金不払が疑われる事業場に対して管下17労働基準監督署・支署が実施した監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導の是正事例とともに公表します。

この公表は、これまで、支払額が1企業当たり100万円以上の割増賃金の不払事案のみを集計してきましたが、今回から、それ以外の事案を含め賃金不払事案全体を集計することとし、これとともに伴い、集計内容を変更しています。変更点の詳細については、別紙P5を参照ください。

令和4年の監督指導による賃金不払の是正結果のポイント（詳細 別紙）

1 令和4年に北海道の労働基準監督署（支署）で取り扱った賃金不払事案の件数、対象労働者数及び金額は以下のとおりです。

（1）件数	1,150件
（2）対象労働者数	6,932人
（3）金額	5億76万円

2 労働基準監督署（支署）が取り扱った賃金不払事案（上記1）のうち、令和4年中に、労働基準監督署（支署）の指導により使用者が賃金を支払い、解決されたものの状況は以下のとおりです。

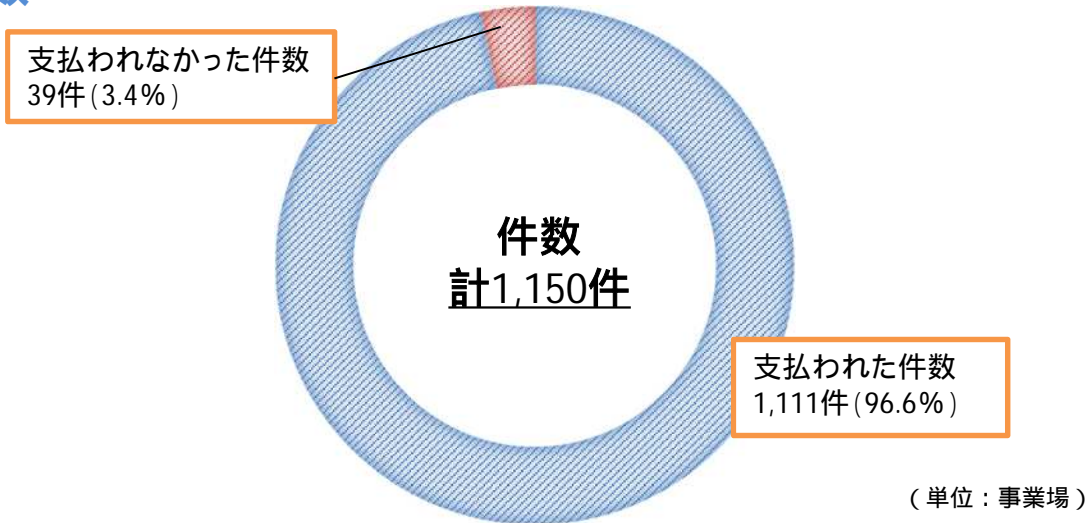
（1）件数	1,111件（96.6%）
（2）対象労働者数	6,756人（97.5%）
（3）金額	4億5,864万円（91.6%）

- 令和4年中に解決せず、事案が翌年に繰り越しになったものも含まれます。
- 倒産、事業主の行方不明により賃金が支払われなかったものも含まれます。
- 不払賃金額の一部のみを支払ったものも含まれます。

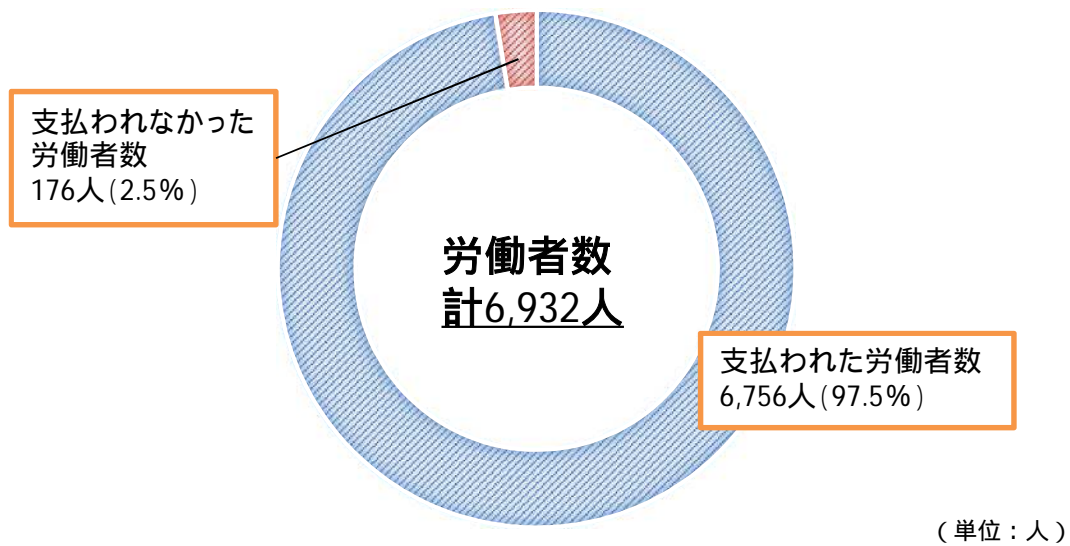
3 今後の取組

北海道労働局では引き続き、賃金不払事案の解消に向け、監督指導を徹底していきます。

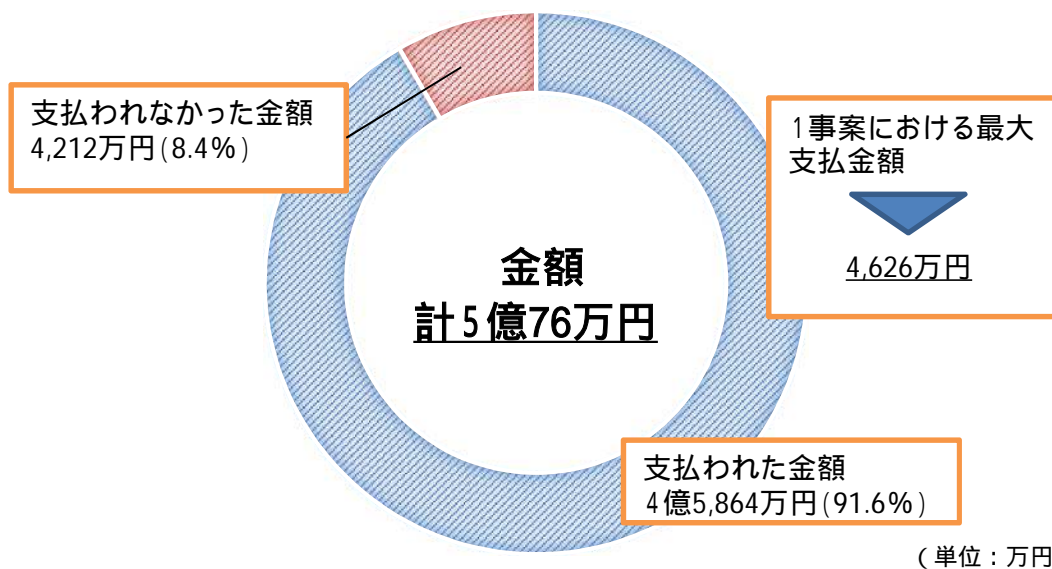
件数



対象労働者数

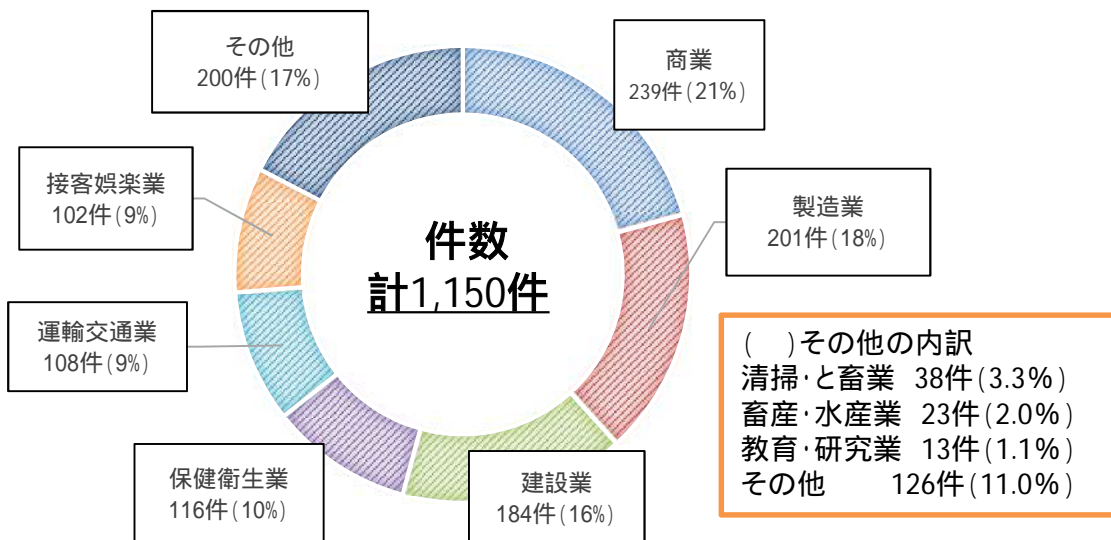


金額



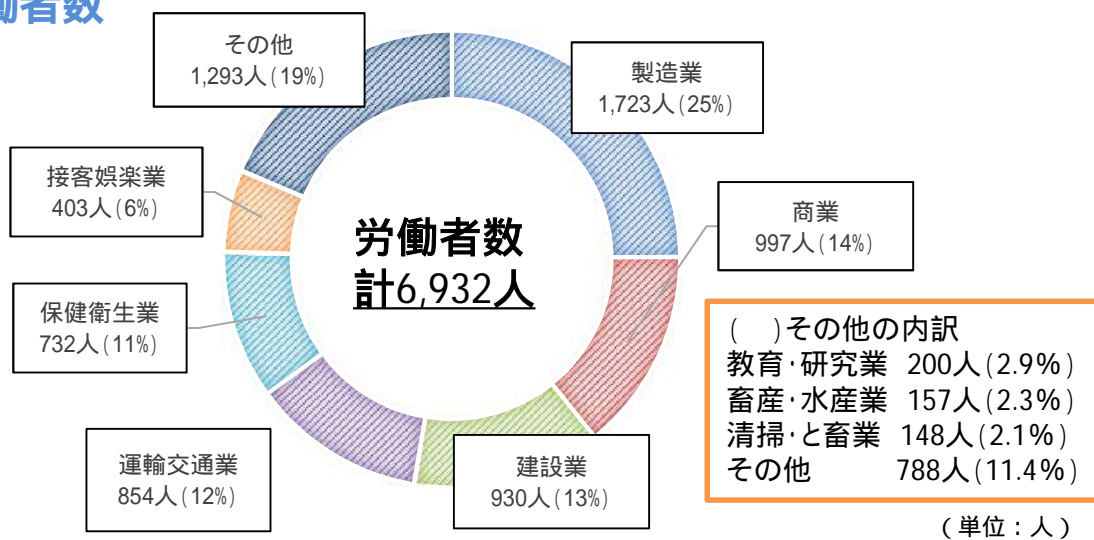
2 . 業種別の監督指導状況 (令和4年)

件数



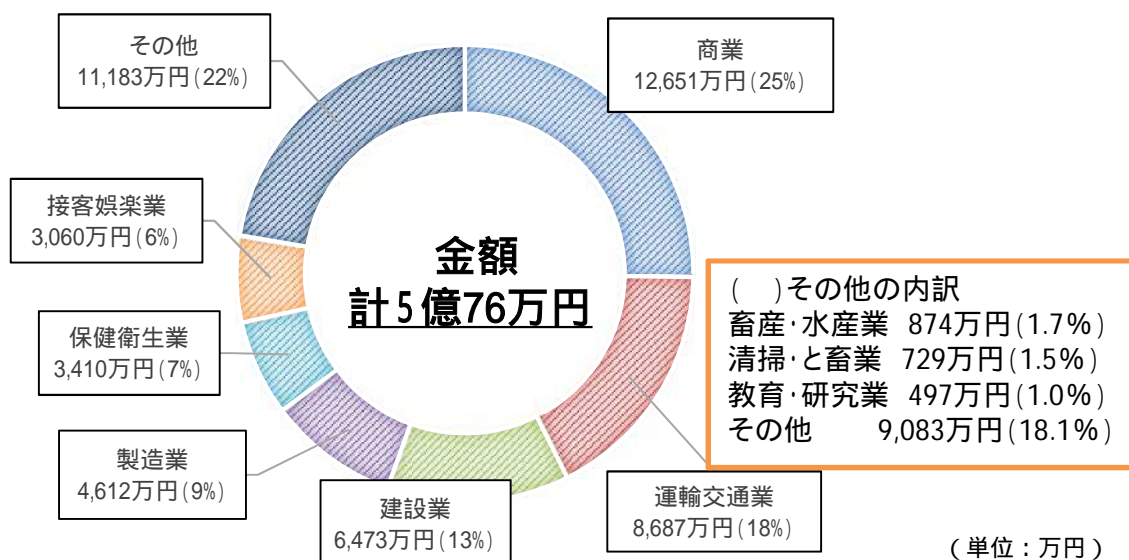
(単位：事業場)

対象労働者数



(単位：人)

金額



(単位：万円)

3 . 賃金不払残業の解消のための取組事例

事例 1 (業種 : その他の建設業)

賃金不払残業の状況【キーワード : 適正な労働時間の記録の阻害】

労働時間の申告について、「始業は定時のみ、終業は 19 時以降不可」との情報
を基に、労働基準監督署が立入調査を実施。
労働時間は、支店、営業所によってパソコンのオン・オフまたは手書きの出退勤
記録に記載する方法で管理されていたが、定時前に業務を開始している形跡を認
め、過去に遡って実態調査を行うよう指導した。
1 か月で 80 時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者が認められたた
め、労働時間の縮減等の健康確保対策を講じるよう指導した。

事業場が実施した解消策

関係記録と出退勤記録の照合とともに、労働者各人との個別面談を行ったところ、
出退勤記録との乖離を認め、労働時間の適正な記録を徹底するとともに、差額の割
増賃金を支払った。
労使の懇談会で長時間労働の改善策について協議し、定時退社日の徹底や年休取得
の促進、会議の効率化等、複数の対策を講じることとした。

事例 2 (業種 : 教育・研究業)

賃金不払残業の状況【キーワード : 休憩時間、時間外労働】

労働者からの「休憩時間が取得できない」等の情報を基に、労働基準監督署が立
入調査を実施。
労働時間の記録が出勤簿の押印のみであったため、実態調査を行ったところ、法
令上の休憩時間（6 時間超働く場合は 45 分、8 時間超働く場合は 1 時間）が取
得されていない、労働時間の途中に休憩時間が取得されていない状況が認められ
た。
上記以外にも、時間外労働割増賃金の計算方法に誤りがあることや、週 40 時間
を超える勤務を時間外労働として算定していない等の問題点が認められた。

事業場が実施した解消策

労働時間管理のためタイムカードを導入するとともに、「一斉休暇の適用除外に関す
る労使協定」を締結し、労働者が交代で休憩を確保できるようにした。
時間外労働割増賃金の計算方法を改めるとともに、過去に遡及して不足する割増賃
金を支払った。

事例3（業種：通信業）

賃金不払残業の状況【キーワード：休日労働、固定残業代】

36協定で定める法定休日労働の上限（月2回）を超える、月3回の法定休日労働が確認された。

賃金規定で管理職手当を一定時間相当額の固定残業代として規定していたが、実際の金額が賃金規定に定める一定時間相当額を下回っている者が生じていた。

以上の状況から、労働者の休日労働の管理の徹底を指導するとともに、残業代の不足額の支払いと、賃金規定の見直しを指導した。

事業場が実施した解消策

休日労働に関しては、総務部門から時間外労働が多い社員とその上司に連絡し、業務内容の確認や今後の見通しの共有、振替休日の取得推進を図ることとした。

管理職手当（固定残業代）に関しては、不足分の差額を該当する労働者に支払った上、賃金規定の改定を行い、金額の不足が生じないようにした。

(参考1:昨年度集計内容からの変更点)

今回の集計内容と昨年度の集計内容では、以下の点が異なります。

	今回の集計内容	昨年度の集計内容
集計期間	年単位 (令和4年1月～令和4年12月)	年度単位 (令和3年4月～令和4年3月)
集計事業場の単位	事業場数	企業数
集計対象となる賃金	定期賃金(退職金を含む) 割増賃金、休業手当	割増賃金のみ
集計対象となる事案	1事案当たり1円以上 支払ったもの	1事案当たり100万円以上 支払ったもののみ

(参考2:100万円以上の支払状況)

令和4年の状況

- 令和4年(令和4年1月～令和4年12月まで)に北海道の労働基準監督署(支署)で取り扱った、定期賃金や割増賃金などを含めた全ての賃金不払事案のうち、100万円以上の支払いについて指導した事業場数、対象労働者数及び金額は以下のとおりです。

(1)件数	100企業
(2)対象労働者数	2,280人
(3)金額	3億3,395万円
- 労働基準監督署(支署)が取り扱った賃金不払事案(上記1)のうち、令和4年中に、労働基準監督署(支署)の指導により使用者が賃金を支払い、解決されたものの状況は以下のとおりです。

(1)件数	91企業(91.0%)
(2)対象労働者数	2,129人(93.3%)
(3)金額	2億9,754万円(89.1%)

令和3年度の状況(昨年度集計内容()との比較)

()令和4年11月2日公表「監督指導による賃金不払残業の是正結果(令和3年度)」

令和3年度(令和3年4月～令和4年3月まで)に北海道の労働基準監督署(支署)で取り扱った、割増賃金不払事案のうち、100万円以上を支払った企業の件数、対象労働者数及び金額は以下のとおりです。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1)件数 | 69企業 |
| (2)対象労働者数 | 1,496人 |
| (3)金額 | 2億7,016万円 |